

○外国人の資格取得

外国人が資格取得する場合は、取得届のほかに『在留カードの㊟』の添付が必要になります。また、フリガナが違っていると別人になってしまうため、当組合では『年金手帳の㊟』や金融機関の通帳でお名前のフリガナを確認しておりますので、併せてご提出くださいますようお願い致します。ご提出いただけないと保険証の発行ができませんので、予めご承知おきください。なお、取得届へのマイナンバーの記載は、外国人の方も必要となります。マイナンバーの記載がないと、国の指導により、当組合が費用負担をして中間サーバーからマイナンバーを取得しなければなりませんので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。

※添付書類（再掲）

- ①『在留カードの㊟』
- ②お名前のフリガナを確認するため、『年金手帳の㊟』もしくは金融機関の通帳でフリガナの記載があるページの㊟等。
- ③資格取得届への『マイナンバー』の記載